解体業変更届について

次に掲げる事項に変更があったときは、当該事業が発生した日から、３０日以内に変更届が必要です。

○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
○事業所の名称及び所在地
○法人である場合は、その役員の氏名及び住所並びに政令使用人があるときは、その者の氏名及び住所
○未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所
○事業の用に供する施設の概要
○その他主務省令で定める事項
・標準作業書の記載内容
・解体業、破砕業、廃棄物処理法に基づく業の許可を取得している場合は、当該許可にかかる許可番号（許可を申請している場合にあっては、申請年月日）
・破砕施設が廃棄物処理法上の施設許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号
・法人である場合、発行済株式総数の 100 分の５以上を取得又は出資額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所
・個人の場合、法律施行令第５条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所

※その他、使用済自動車又は解体自動車の保管場所等の変更については、別途、ご相談下さい。

変更届は、解体業変更届（様式第七（第五十八条関係））に必要書類を添付し、下記まで提出して下さい。

提出・問合せ先
〒252－5277
神奈川県相模原市中央区中央２－１１－１５
相模原市環境経済局廃棄物指導課（市役所本館５階）
電 話 042-769-8335（直通） ＦＡＸ 042-769-4445

必要書類一覧

		変更内容							
		氏名・住所（個人）	名称・代表者・住所（法人）	役員	法定代理人	株主・出資者	政令使用人	標準作業書	その他
必要書類	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	ご相談ください。
	許可証の写し	○	○	○	○	○	○	○	
	住民票の写し又は外国人登録証明書*1	○		○	○	○	○		
	定款又は寄付行為及び登記事項証明書		○						
	法人の登記事項証明書		○	○	○*3	○			
	株主又は出資者の新旧対照表*2					○			
	役員又は政令使用人の新旧対照表			○			○		
	その他変更事項を説明する書類、図面等							○	

*1　本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものかつマイナンバー（個人番号）の記載がないもの。

*2　氏名又は名称及び住所並びに株数又は出資数が記載されているもの。

*3　法定代理人が法人の場合のみ添付。